

東京労働局発表
平成23年10月28日

担当	東京労働局労働基準部 監督課長 湯川 渉 特別司法監督官 久末 吉一 電話03-3512-1612
----	---

労働安全衛生法違反被疑事件の送検について

- フォークリフトの無資格運転 -

東京労働局(局長 ^{やまだりょう}山田 亮)は、北関東通商株式会社及び同社の江戸川営業所の責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、本日、東京地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

- (1) 北関東通商株式会社 (代表取締役 ^{おのであら ひろあき}小野寺 弘晃)

本社所在地 茨城県水戸市大串町566番地の3

- (2) 同社の江戸川営業所 責任者 A (男性, 68才)

営業所所在地 東京都江戸川区西葛西8丁目20番7号

2 事件の概要

- (1) 北関東通商株式会社は、全国約40箇所に、古新聞やダンボールなど回収しプレス機を用いて古紙の塊に加工する営業所及び関連会社を設け、製紙原料及び古物の売買などの業務を営んでいた。
- (2) Aは、同社の江戸川営業所の責任者として、古紙を回収し製紙原料に加工する製造現場を統括していた。
- (3) 平成22年7月26日(月)午後2時頃、江戸川営業所内において、プレス機に投入するために仮積みしていたダンボールの中から、同所2階の寮に住

んでいるB(男性, 当時67歳)が発見され, 同日, 死亡が確認された。

- (4) 捜査の結果, Aが, 平成22年7月24日(土)午後3時頃, 江戸川営業所において, 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に運転資格を有しない者を就かせ, その者が運転するフォークリフトがBに激突し, Bが死亡したことが判明した。

3 罪名・罰条(別紙参照)

労働安全衛生法違反

同法第61条第1項(就業制限)

同法施行令第20条第11号

労働安全衛生規則第41条

同法第119条第1号(罰則規定)

同法第122条 (両罰規定)

【労働安全衛生法】

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2～4 (略)

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、**第六十一条第一項**、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二～四 (略)

(両罰規定)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生法施行令】

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十一 最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

十二～十六 (略)

【労働安全衛生規則】

(就業制限についての資格)

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第十一号の業務	一 フォークリフト運転技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けたもの 三 その他厚生労働大臣が定める者